融資対象者など

1　推薦・あっ旋資金

このホームページに掲載してある融資制度は、最終的に金融機関から融資され、返済も当該金融機関へしていただきます。

従って、商工会で相談・申込をした後、金融機関で借用証書などの必要書類を作成していただきます。

また、融資の申込から実行までには、２ ～ ３週間必要です。

2　利用できる者

地区内で、原則として１年以上継続して同一の事業を営んでいる中小企業者。

●中小企業の範囲

業　　種	資　本　金	従業員数
小　売　業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸　売　業	１億円以下	100人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	３億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	３億円以下	300人以下
旅　館　業	5,000万円以下	200人以下
その他産業	３億円以下	300人以下

（資本金又は従業員数のどちらか一方が該当すれば対象となります。）

3　利用できない者

①　金融機関から取引停止の処分を受けている者

②　県信用保証協会の保証が受けられない者（市および県の制度融資）

③　許認可等を必要とする業種で、これらを受けないで営業している者

④　返済能力がなく経営継続の見込みのない者

⑤　税の滞納者

⑥　公序良俗に反する行為または違法な行為を行っている者

⑦　営業と家計が分離していない者

⑧　制度融資を不正に利用したことのある者

⑨　経営内容が投機的と認められる者

4　対象とならない主な資金使途

(1)　生活資金（商工貯蓄共済融資制度を除く）

(2)　他への転貸資金

(3)　次の設備資金

①　貸借対照表の固定資産に計上されないもの

②　不動産のうち、先行投資的なもの、または過剰投資的なもの

③　既に設置取得等がなされているもの

5　保証人の資格

(1)　独立の生計を営み、保証能力があり、税金を完納している県内居住者

(2)　県信用保証協会の代位弁済による求償債務を負担していない者

(3)　相保証は認められない